

VI. 体制づくり

ここでは、

⇒ 手段やしくみを動かし、継続的な発展を支える体制づくりを位置づけます

1. 審議会

- ・今回の条例検討委員会は提言書提出をもって解散となります。しかし、条例に位置づけた「推進計画」や「白書」を作成したり、「各種のしくみ」を動かすに当たっては、全体及び個別の状況を把握し、進捗を管理し、適宜アドバイスするといった常設の組織の存在が望まれます。
- ・そのため、以下を調査・審議を行う常設の「ユニバーサルデザイン推進協議会」を新たに設けるものとし、その設置を条例に定めます。

●目的：

日野市において、多様な人々にとって使いやすい・住みよい生活環境整備に関する施策を、総合的かつ計画的に推進する上で必要な事柄を調査・審議する

●調査・審議する内容：

- ・推進計画に関すること
- ・白書に関すること
- ・整備基準や手続きの見直しに関すること
- ・評価・点検に関すること
- ・市民から寄せられた意見・要望の反映に関すること
- ・多様な人々の交流や研修、情報提供のしくみに関すること
- ・各種計画・施策へのユニバーサルデザインの視点の取り込みに関すること
- ・バリアフリー基本構想に関すること
- ・その他ユニバーサルデザインの推進に関わる基本的な事項

●委員の構成：学識経験者、市民、事業者、関係行政職員（人数は追って検討）

2. 庁内横断的組織の整備

- ・個別バラバラの取組みをつないでいくことが必要という指摘が委員会でも出されたように、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するためには、庁内関係各課の連携が重要です。
- ・「ユニバーサルデザイン推進室」のような新たな横断的組織をつくることは難しくとも、定期的な連絡会議をつくるなどの対応を、条例とは別に市に求めます。

1. 審議会

【条文にした場合の例】

■日野市において、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進に関する施策を、総合的かつ計画的に推進する上で必要な事柄を調査・審議するため、審議会を置く。

■審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- ・総合計画に関すること。
- ・白書に関すること
- ・整備基準や手続きに関すること
- ・評価・点検に関すること
- ・多様な人々の交流や研修、情報提供のしくみに関すること
- ・各種計画・施策へのユニバーサルデザインの視点の取り込みに関すること
- ・バリアフリー基本構想に関すること
- ・前号に掲げるもののほか、ユニバーサルデザインの推進に関わる基本的な事項

■審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員●人以内をもって組織する。

- ・学識経験者
- ・市民
- ・事業者

■委員の任期は、●年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

■前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

VII. その他

1. 表彰

- ・主体的な取組みを支援するため、表彰制度を設けます。
- ・委員会では、日野市ユニバーサルデザイン大賞などの定期的な表彰制度も提案されました。

2. ユニバーサルデザインのまちづくりの推進の支援

[委員から出された意見]

- ・支援制度、特に金銭的な補助制度等がないと、整備はなかなか進まない。
- ・住宅のバリアフリー改修には金銭的な支援があるが、引っ越し場合の原状復帰の支援がないなど、不十分な部分もある。
- ・条例で整備を求める場合には、そのための支援制度の検討も併せて行う必要がある。

[委員意見を受けた、条例案の考え方]

- ・条例の中では、支援に努めると記述するにとどめ、詳細は別途検討を進めます。

VII. その他

1. 表彰

【条文にした場合の例】

■市長は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関して、著しい功績のあった者に対して、表彰を行うことができる。

2. ユニバーサルデザインのまちづくりの推進の支援

【条文にした場合の例】

■市は、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進のための整備を行おうとする者に対し、必要な支援に努めるものとする。

■市は、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進のために自主的な活動を行う市民及び関係団体に対し、必要な支援に努める。

※支援制度等は、条例とは別に検討

VIII. 見直し期限

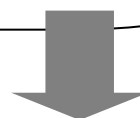
過渡期の条例と位置づけた以上、

⇒ 見直し期限を条例に設けて、確実な見直しを担保します

【委員から出された意見】

・以下1)～3)を今回の条例の施設整備誘導部分（自主条例部分）の方針とする以上、「見直し期限」を明確にし、期限内の確実な見直しを担保する必要がある。

- 1) 過渡期の条例であると位置づけていること、
- 2) そのため、建築物のユニバーサルデザイン化については、届出・整備の確認（完了届・完了検査）の実効性の担保と手続きの簡素化を重視し、対象施設や整備基準の設定も暫定的なものとしていることを
- 3) 今後、育てていくための第一歩の条例であること



【委員意見を受けた、条例案の考え方】

- ・附則に、条例の見直し期限を定めます。
- ・また、届出対象施設、整備基準などを定めている「規則」は、適宜、柔軟に見直すものとしします。特に、
 - ① 東京都福祉のまちづくり条例の改正を反映させた見直し、日野市独自の対象施設、整備基準の検討については、東京都条例の改正後、速やかに作業に着手すると位置づけます。
 - ② さらに、「国、都などの改正があった場合、改正後速やかに、日野市条例規則の見直し検討作業に着手する」ことも規則に位置づけるものとしします。

VIII. 見直し期限

【条文にした場合の例】

■施行期日、経過措置等

■評価・見直し期限：この条例は、その運用状況、実施効果等を、この条例施行の日以後 5 年以内に評価し、必要に応じて見直しを行うものとする。

※規則の見直し期限（見直し作業の実施の担保）については、←左記の事項を、別途規則内に記載します。